

戸籍法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	1
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第五条関係）	16
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第六条関係）	18
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（附則第七条関係）	21
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（附則第八条関係）	23
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（附則第九条関係）	24
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第十条関係）	26
○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（附則第十一条関係）	28
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十二条関係）	30
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十三条関係）	36
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十四条関係）	39
○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）（附則第十五条関係）	104

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 戸籍簿（第六条―第十二条の二）</p> <p>第三章 戸籍の記載（第十三条―第二十四条）</p> <p>第四章 届出</p> <p>第一節 通則（第二十五条―第四十八条）</p> <p>第二節 出生（第四十九条―第五十九条）</p> <p>第三節 認知（第六十条―第六十五条）</p> <p>第四節 養子縁組（第六十六条―第六十九条の二）</p> <p>第五節 養子離縁（第七十条―第七十三条の二）</p> <p>第六節 婚姻（第七十四条―第七十五条の二）</p> <p>第七節 離婚（第七十六条―第七十七条の二）</p> <p>第八節 親権及び未成年者の後見（第七十八条―第八十五条）</p> <p>第九節 死亡及び失踪（第八十六条―第九十四条）</p> <p>第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了（第九十五条・第九十六条）</p> <p>第十一節 推定相続人の廃除（第九十七条）</p> <p>第十二節 入籍（第九十八条・第九十九条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 戸籍簿（第六条―第十二条の二）</p> <p>第三章 戸籍の記載（第十三条―第二十四条）</p> <p>第四章 届出</p> <p>第一節 通則（第二十五条―第四十八条）</p> <p>第二節 出生（第四十九条―第五十九条）</p> <p>第三節 認知（第六十条―第六十五条）</p> <p>第四節 養子縁組（第六十六条―第六十九条の二）</p> <p>第五節 養子離縁（第七十条―第七十三条の二）</p> <p>第六節 婚姻（第七十四条―第七十五条の二）</p> <p>第七節 離婚（第七十六条―第七十七条の二）</p> <p>第八節 親権及び未成年者の後見（第七十八条―第八十五条）</p> <p>第九節 死亡及び失踪（第八十六条―第九十四条）</p> <p>第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了（第九十五条・第九十六条）</p> <p>第十一節 推定相続人の廃除（第九十七条）</p> <p>第十二節 入籍（第九十八条・第九十九条）</p>

第十三節 分籍（第百条・第百一条）

第十四節 国籍の得喪（第百二条―第百六条）

第十五節 氏名の変更（第百七条・第百七条の二）

第十六節 転籍及び就籍（第百八条―第百十二条）

第五章 戸籍の訂正（第百十三条―第百十七条）

第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第百十八条―第百二十一条の三）

第七章 不服申立て（第百二十二条―第百二十五条）

第八章 雑則（第百二十六条―第百三十一条）

第九章 罰則（第百三十二条―第百四十条）

附則

第一条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。

② 前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 （略）

② 市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確

第十三節 分籍（第百条・第百一条）

第十四節 国籍の得喪（第百二条―第百六条）

第十五節 氏名の変更（第百七条・第百七条の二）

第十六節 転籍及び就籍（第百八条―第百十二条）

第五章 戸籍の訂正（第百十三条―第百十七条）

第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例（第百十八条―第百二十条）

第七章 不服申立て（第百二十一条―第百二十五条）

第八章 雑則（第百二十六条―第百三十一条）

第九章 罰則（第百三十二条―第百三十八条）

附則

第一条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

② 前項の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 （同上）

② 市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めると

保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。

- ③ 管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けたときその他前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

④ (略)

第二十四条 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

- ② 前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

③ 前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、同項の許可を要しない。

④ (略)

第二十七条の三 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は

きは、指示をすることができる。

(新設)

③ (同上)

第二十四条 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。

- ② 前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。前項ただし書の場合も、同様である。

(新設)

③ (同上)

(新設)

必要な書類の提出を求めることができる。

一 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないとき。

二 その他戸籍の記載のために必要があるとき。

第四十四条 (略)

② (略)

③ 前二項の催告をすることができないとき、又は催告をしても届出がないときは、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載をすることができ。

④ 第二十四条第四項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上届出を怠つた者があることを知つた場合にこれを準用する。

第八十七条 次の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならぬ。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後见人、保佐人、補助人、任意後见人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。

第四十四条 (同上)

② (同上)

(新設)

③ 第二十四条第二項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出をしない場合に、同条第三項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上届出を怠つた者があることを知つた場合にこれを準用する。

第八十七条 左の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならぬ。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後见人、保佐人、補助人及び任意後见人も、これを行うことができる。

第百一条 分籍の届出は、分籍地でこれを行うことができる。

第百四条の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍その他法務省令で定める事項を管轄法務局長等に通知しなければならない。

第百十四条 届出によつて効力を生ずべき行為（第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の規定によりする届出に係る行為を除く。）について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等

第百十八条 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令で定めるところにより戸籍事務を電子情報処理組織（法務大臣の使用に係る電子計算機（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）及び入出力装置を含む。以下同じ。）と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子

第百一条 前条第二項の場合には、分籍の届出は、分籍地でこれを行うことができる。

第百四条の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍その他法務省令で定める事項を管轄法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

第百十四条 届出によつて効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例

第百十八条 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令で定めるところにより戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。

情報処理組織をいう。以下同じ。) によつて取り扱うものとする。ただし、電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍として法務省令で定めるものに係る戸籍事務については、この限りでない。

② 前項の規定による指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。

第百十九条 前条第一項の場合においては、戸籍は、磁気ディスクに記録し、これをもつて調製する。

② (略)

第百十九条の二 前条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本は、第八条第二項の規定にかかわらず、法務大臣が保存する。

第百二十条 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「戸籍証明書」という。)又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証

② 前項の指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。

第百十九条 前条第一項の場合においては、戸籍は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)に記録し、これをもつて調製する。

② (同上)

(新設)

第百二十条 前条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面についてすることができる。

明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることができる。

② 戸籍証明書又は除籍証明書は、第百条第二項及び第百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。

第百二十条の二 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求は、いずれの指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）に対してもすることができ。

② 前項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第百二十条の三 前条第一項の規定によりする第十条第一項の請求は、戸籍電子証明書（第百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的

② 前項の磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面は、第百条第二項及び第百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。

（新設）

（新設）

（新設）

方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は除籍電子証明書(第一百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。)についてもすることができる。

② 前項の規定によりする第十条第一項の請求があつたときは、指定市町

村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号(当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は除籍電子証明書提供用識別符号(当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を發行するものとする。

③ 指定市町村長は、行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等

に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第二号に規定する行政機関等その他の法務省令で定める者をいう。)から、法務省令で定めるところにより、前項の規定により發行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求められたときは、法務省令で定めるところにより、当該戸籍電子証明書提供用識別符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書提供用識別符号に対応する除籍電子証明書を提供するものとする。

④ 第一項の規定によりする第十条第一項の請求については、同項中「交

(新設)

(新設)

(新設)

付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、同項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第二百二十条の四 指定市町村長は、この法律の規定により提出すべきもの

とされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法務省令で定めるもの（以下この項において「届書等」という。）を受理した場合には、法務省令で定めるところにより、当該届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）を作成し、これを電子情報処理組織を使用して、法務大臣に提供するものとする。

② 前項の規定により届書等情報の提供を受けた法務大臣は、これを磁気ディスクに記録するものとする。

第二百二十条の五 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合において、届出又は申請を受理した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受理した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下この項において「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は、戸籍記載指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

② 前項の場合においては、第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とする。

（新設）

③ 本籍地外で届出又は申請をする場合（二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。）であつて、届出又は申請を受理した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、法務大臣は、当該戸籍の記載をすべき指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

（新設）

④ 前項の場合においては、第三十六条第二項（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（新設）

第二百二十条の六 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

② 第十条第三項及び第十条の三の規定は、前項の場合に準用する。

（新設）

第二百二十条の七 第百条第二項の規定は、第百十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、

（新設）

届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第二百二十条の八 第八十条第二項の規定は、第一百十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもって調製されている場合において、届出地及び転籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第二百二十一条 法務大臣及び指定市町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条の二 電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二百二十一条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九十条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、第一百十九条の規定により磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第七章 (略)

第二百二十二条 (同上)

(削る)

第二百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項、第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第二百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

第二百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第七章 (同上)

第二百二十一条 (略)

第二百二十二条 削除

第二百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項までの請求(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項の規定による請求及び第二百二十条第一項の請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

第二百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第三百三十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出地の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

② (略)

第九章 (略)

第三百三十二条 第二百一条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三百三十三条 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十四条 (略)

第三百三十五条 偽りその他不正の手段により、第十条第一項若しくは第十

第三百三十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出地の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

② (同上)

第九章 (同上)

(新設)

(新設)

第三百三十二条 (同上)

第三百三十三条 偽りその他不正の手段により、第十条若しくは第十条の二

条の二第一項から第五項までの規定による戸籍謄本等の交付、第十二条の二の規定による除籍謄本等の交付若しくは第二百二十条第一項の規定による戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付を受けた者、第二百二十条の三第二項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十六條 偽りその他不正の手段により、第四十八條第二項（第一百七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をし、若しくは同項の規定による証明書の交付を受けた者又は第二百二十条の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第三百三十七條・第三百三十八條 （略）

第三百二十九條 次の場合には、市町村長を十万円以下の過料に処する。

- 一・二 （略）
- 三 正当な理由がなくて、届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき、又は第二百二十条の六第一項の規定による請求を拒んだとき。
- 四 正当な理由がなくて、戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八條第一項若しくは第二項（これらの規定を第一百七十七条において準用する場合を含む。）の証明書、戸籍証明書若しくは除籍証明書を交付しないとき

に規定する戸籍謄本等、第十二条の二に規定する除籍謄本等又は第二百二十条第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十四條 偽りその他不正の手段により、第四十八條第二項（第一百七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をし、又は同項の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第三百三十五條・第三百三十六條 （同上）

第三百三十七條 次の場合には、市町村長を十万円以下の過料に処する。

- 一・二 （同上）
- 三 正当な理由がなくて届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき。
- 四 正当な理由がなくて戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八條第一項若しくは第二項（これらの規定を第一百七十七条において準用する場合を含む。）の証明書又は第二百二十条第一項の書面を交付しないとき。

、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しないとき。

五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。

第百四十条 (略)

五 (同上)

第百三十八条 (同上)

改正案

現行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="951 159 1010 539">法律</td> <td data-bbox="951 539 1010 1117">事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 159 951 539">戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）</td> <td data-bbox="839 539 951 1117">第一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</td> </tr> </table>	法律	事務	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	第一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="951 1117 1010 1498">法律</td> <td data-bbox="951 1498 1010 2074">事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1117 951 1498">戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）</td> <td data-bbox="839 1498 951 2074">第一条第一項の事務</td> </tr> </table>	法律	事務	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	第一条第一項の事務
法律	事務								
戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	第一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務								
法律	事務								
戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	第一条第一項の事務								
<p>（略）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>	<p>（同上）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>								
<p>（略）</p> <p>第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>（同上）</p> <p>第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>								

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号） 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務	(略)	(略)
---	--------------------------------	-----	-----

(新設)	(同上)	(同上)
(新設)	(同上)	(同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 住民基本台帳（第五条―第十五条）</p> <p>第三章 戸籍の附票（第十六条―第二十条）</p> <p>第四章 届出（第二十一条―第三十条）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>第一節 住民票コード（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p>第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六―第三十条の八）</p> <p>第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九―第三十条の二十三）</p> <p>第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四―第三十条の四十四）</p> <p>）</p> <p>第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五―第三十条の五十一）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―<u>第四十一条の二</u>）</p> <p>第六章 罰則（第四十二条―第五十三条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 住民基本台帳（第五条―第十五条）</p> <p>第三章 戸籍の附票（第十六条―第二十条）</p> <p>第四章 届出（第二十一条―第三十条）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>第一節 住民票コード（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p>第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六―第三十条の八）</p> <p>第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九―第三十条の二十三）</p> <p>第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四―第三十条の四十四）</p> <p>）</p> <p>第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五―第三十条の五十一）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―<u>第四十一条</u>）</p> <p>第六章 罰則（第四十二条―第五十三条）</p> <p>附則</p>

(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知(番号利用法第十九条第七号又は第八号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。

(住民票コードの指定)

第三十条の二 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載をすることができる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 (略)

(総務省への住民票コードの提供)

第三十条の九の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項(これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載さ

(新設)

(住民票コードの指定)

第三十条の二 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載をすることができる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 (同上)

(総務省への住民票コードの提供)

第三十条の九の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。

<p>れた住民票コードを提供するものとする。 2・3 (略)</p>	<p>2・3 (同上)</p>
<p>(事務の区分) 第四十一条の二 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく戸籍謄本等（同項の戸籍謄本等又は同法第二百二十条第一項（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の戸籍証明書をいう。以下この号において同じ。）の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の戸籍電子証明書の提供（いずれも戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第十条第一項の規定に基づく除籍謄本等（同法第十二条の二の除籍謄本等又は同法第二百二十条第一項の除籍証明書をいう。以下この号において同じ。）の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項の除籍電子証明書の提供（いずれも除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し</p>

（）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し若しくは同法  
第二百二十条の三第二項（同法第四条において準用する場合を含む。以  
下この号において同じ。）の戸籍電子証明書提供用識別符号の提供又  
は除籍謄本等の引渡し若しくは同法第二百二十条の三第二項の除籍電子  
証明書提供用識別符号の提供

二〇五（略）

二〇五（同上）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第三節 添付書面等の省略</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付するところが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p>	<p style="text-align: center;">第三節 添付書面等の省略</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であつて定型なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型なもののうち、別表に掲げるもの（以下「申請等関係事務」という。）を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>別表（第二十一条関係）</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍謄本等、除籍謄本等、戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供に関する事務であつて総務</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六・七 （同上）</p> <p>別表（第二十一条関係）</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

省令で定めるもの

二〇二四 (略)

備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣

二〇二四 (略)

二〇二四 (同上)

備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣

二〇二四 (同上)

改正案	現行
<p>（戸籍法等の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく戸籍謄本等（同項の戸籍謄本等又は同法第二百二十条第一項（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の戸籍証明書をいう。以下この号において同じ。）の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の戸籍電子証明書の提供（いずれも戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二（同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第十条第一項の規定に基づく除籍謄本等（同法第十二条の二の除籍謄本等又は同法第二百二十条第一項の除籍証明書をいう。以下この号において同じ。）の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項の除籍電子証明書の提供（いずれも除</p>	<p>（戸籍法等の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸</p>

<p>         二〇五 (略)          二〇九 (略)       </p>	<p>         籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し          二〇五 (同上)          二〇九 (同上)       </p>
---	--

かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。

( ) の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し若しくは同法  
 第二百二十条の三第二項 (同法第四条において準用する場合を含む。以  
 下この号において同じ。 ) の戸籍電子証明書提供用識別符号の提供又  
 は除籍謄本等の引渡し若しくは同法第二百二十条の三第二項の除籍電子  
 証明書提供用識別符号の提供

籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

二〇五 (同上)  
 二〇九 (同上)

改正案		現行			
<p>項</p>	<p>事項</p>	<p>根拠となる法律の規定</p>	<p>項</p>	<p>事項</p>	<p>根拠となる法律の規定</p>
<p>戸籍法</p>			<p>戸籍法</p>		
<p>百二十五</p>	<p>戸籍事件についての市町村長の処分に対する</p>	<p>戸籍法第百二十二条（同法第</p>	<p>百二十五</p>	<p>戸籍事件についての市町村長の処分に対する</p>	<p>戸籍法第百二十一条（同法第</p>
<p>別表第一（略）</p> <p>第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>四 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件（別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。） 市役所（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四条において準用する同法第百二十二条の規定による場合にあつては、区役所）又は町村役場の所在地</p>			<p>別表第一（同上）</p> <p>第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>四 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件（別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。） 市役所（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四条において準用する同法第百二十一条の規定による場合にあつては、区役所）又は町村役場の所在地</p>		

不服

含む。  
)

不服

含む。  
)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（情報提供用個人識別符号の取得）</p> <p>第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号（第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第二項において同じ。）を総務大臣から取得することができる。</p> <p>2  前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。</p> <p>3  情報照会者等、総務大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

4 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

5 第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の第二八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八條 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一〜四 (略)

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (同上)

(特定個人情報保護評価)

第二十八條 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一〜四 (同上)

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消

去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。)の方式

六・七 (略)

2～6 (略)

(戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、戸籍関係情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第一百十九条の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))をもつて調製されたものに限る。以下この項において同じ。)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者(以下この項において「戸籍等記録者」という。)についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。)を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を除く。第三項において「戸籍関係情報作成用情報」という。)の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電

去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三において同じ。)の方式

六・七 (同上)

2～6 (同上)

(新設)

子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

2| 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に  
関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはなら  
ない。

3| 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する  
。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあ  
るのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

第五十二条の二 第四十五条の二第二項の規定に違反して秘密を漏らし、  
又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、  
又はこれを併科する。

第五十三条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第三項におい  
て準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者  
は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第三項におい  
て準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせ  
ず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該  
職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検  
査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する  
。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十五条の三 (略)

第五十六条 第四十八条から第五十二条の二までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十五条の二 (同上)

第五十六条 第四十八条から第五十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (同上)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）</p> <p>第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。</p>	<p>（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）</p> <p>第四十五条の二 法務大臣は、戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。第三項において「戸籍関係情報作成用情報」という。）の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じ</p>

2 | 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

3 | (略)

4 | 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 | 第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 | 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 | 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 | 戸籍関係情報作成用情報については、行政機関個人情報保護法第四章の規定は、適用しない。

なければならない。

(新設)

2 | (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

9| 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。  
。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

第五十二条の二 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3| 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。  
。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

第五十二条の二 第四十五条の二第二項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第三項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第三項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を利用するに効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。</p> <p>11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。</p> <p>12～15 (略)</p> <p>(利用範囲)</p> <p>第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2～9 (同上)</p> <p>10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を利用するに効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。</p> <p>11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。</p> <p>12～15 (略)</p> <p>(利用範囲)</p> <p>第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務</p>

の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 | 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第七号又は第八号の規定による特定個人情報情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提

の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 (同上)

(新設)

供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十条の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用すること

3 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十条の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用すること

とができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。  
5 | 6 | (略)

(再委託)

第十条 (略)

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第四項まで並びに前項の規定を適用する。

第十三条 個人番号利用事務実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。)は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。)は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは

ができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。  
4 | 5 | (同上)

(再委託)

第十条 (同上)

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報<sup>一</sup>の提供をしてはならない。

一 十 (略)

十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報<sup>二</sup>を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

2 (同上)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報<sup>一</sup>の提供をしてはならない。

一 十 (同上)

十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報<sup>二</sup>を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二ノ十六 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号を総務大臣から取得することができる。

- 2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構(第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構)を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。
- 3 情報照会者等、総務大臣、機構及び前項の市町村長は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

十二ノ十六 (同上)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の第二項において同じ。)を総務大臣から取得することができる。

- 2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。
- 3 情報照会者等、総務大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

4～8 (略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六・七 (略)

2～6 (略)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

4～8 (同上)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～四 (同上)

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。))の方式

六・七 (同上)

2～6 (同上)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第三十条 (略)

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し	(略)	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第九条第一項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第五項の規定に基づく場合を除き

第三十条 (同上)

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し	(同上)	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第九条第一項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第四項の規定に基づく場合を除き

、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） <u>第九条第五項</u> の規定に基づく場合

(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限

、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定 (同上)	読み替えられる字句 (同上)	読み替える字句 (同上)
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） <u>第九条第四項</u> の規定に基づく場合

(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自

り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるもの）であつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

2～4 (略)

5 第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6～9 (略)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」

2～4 (同上)

5 第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6～9 (略)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」

<p>により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合法務大臣</p>	<p>市町村長</p>
<p>という。）であつて主務省令で定めるものの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの          地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若</p>

<p>により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合</p>	<p>市町村長</p>
<p>という。）であつて主務省令で定めるものの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若</p>

---

---

---

---

しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という

---

---

---

---

---

---

---

---

しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という

---

---

---

---

	<p>。 )であつて 主務省令で定 めるもの</p>
<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等</p>	<p>国民年金法、 私立学校教職 員共済法、厚 生年金保険法 、国家公務員 共済組合法若 しくは地方公 務員等共済組 合法による年 金である給付 の支給若しく は保険料の徴 収に関する情 報（以下「年 金給付関係情 報」という。 ）、特定障害 者に対する特 別障害給付金 の支給に關す</p>

	<p>。 )であつて 主務省令で定 めるもの</p>
<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等</p>	<p>国民年金法、 私立学校教職 員共済法、厚 生年金保険法 、国家公務員 共済組合法若 しくは地方公 務員等共済組 合法による年 金である給付 の支給若しく は保険料の徴 収に関する情 報（以下「年 金給付関係情 報」という。 ）、特定障害 者に対する特 別障害給付金 の支給に關す</p>

厚生労働大臣	
雇用保険法による給付の支	<p>る法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>

厚生労働大臣	
雇用保険法による給付の支	<p>る法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>



三 健康保険組	健康保険法によ	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	省令で定めるもの
医療保険者又は	医療保険給付	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの

三 健康保険組	健康保険法によ	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
医療保険者又は	医療保険給付	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの

合

								る保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	後期高齢者医療 広域連合	関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若		市町村長		法務大臣		ている者 行うこととされる給付の支給を行うこととされ	健康保険法第五 十五条に規定する他の法令による給付の支給を	健康保険法第五 十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五 十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの		戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの						

合

								る保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	後期高齢者医療 広域連合	関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若		市町村長				ている者 行うこととされる給付の支給を行うこととされ	健康保険法第五 十五条に規定する他の法令による給付の支給を	健康保険法第五 十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五 十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの								

		四 臣 厚生労働大			
		船員保険法第四 条第二項の規定 により厚生労働 大臣が行うこと とされた船員保 険に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの			
市町村長		法務大臣	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	厚生労働大臣	しくは日本年金 機構又は共済組 合等
地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介	もの	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	医療保険給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	失業等給付関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であつて主務 省令で定める もの
		四 臣 厚生労働大			
		船員保険法第四 条第二項の規定 により厚生労働 大臣が行うこと とされた船員保 険に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの			
市町村長			医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	厚生労働大臣	しくは日本年金 機構又は共済組 合等
地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介			医療保険給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	失業等給付関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であつて主務 省令で定める もの

	六 全国健康保険協会	五 (略)			
	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定	(略)			
市町村長	法務大臣	(略)	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
地方税関係情報	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

	六 全国健康保険協会	五 (同上)			
	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定	(同上)			
市町村長		(同上)	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
地方税関係情報		(同上)	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

七・八 (略)	(略)	(略)	(略)	九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととさ	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報である者	によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
------------	-----	-----	-----	----------	--	-------------------------------------	--	---	-------------------------	------------------------	--------------------------------------

七・八 (同上)	(同上)	(同上)	(同上)	九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととさ	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報である者	によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
-------------	------	------	------	----------	--	-------------------------------------	--	---	-------------------------	------------------------	--------------------------------------

	法務大臣	都道府県知事等
主務省令 について定めるもの	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	生活保護法に よる保護の実 施若しくは就 労自立給付金 若しくは進学 準備給付金の 支給に関する 情報（以下「 生活保護関係 情報」という ）。又は中国 残留邦人等支 援給付等の支 給に関する情 報（以下「中 国残留邦人等 支援給付等関

	都道府県知事等
主務省令 について定めるもの	生活保護法に よる保護の実 施若しくは就 労自立給付金 若しくは進学 準備給付金の 支給に関する 情報（以下「 生活保護関係 情報」という ）。又は中国 残留邦人等支 援給付等の支 給に関する情 報（以下「中 国残留邦人等 支援給付等関

十 市町村長		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉		特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十 市町村長		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉		特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの





		十五 (略)	十六 都道府県 知事又は市町 村長		
		(略)	児童福祉法によ る負担能力の認 定又は費用の徴 収に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの		
	都道府県知事	(略)	市町村長		
		(略)	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関す る情報、地方 税関係情報、 住民票関係情 報又は障害者 自立支援給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関す る情報、地方 税関係情報、 住民票関係情 報又は障害者 自立支援給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	情報であつて 主務省令で定 めるもの
				児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置(同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。 )に関する情	
		十五 (同上)	十六 都道府県 知事又は市町 村長		
		(同上)	児童福祉法によ る負担能力の認 定又は費用の徴 収に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの		
	都道府県知事	(同上)	市町村長		
		(同上)	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関す る情報、地方 税関係情報、 住民票関係情 報又は障害者 自立支援給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関す る情報、地方 税関係情報、 住民票関係情 報又は障害者 自立支援給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	情報であつて 主務省令で定 めるもの
				児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置(同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。 )に関する情	

厚生労働大臣又	法務大臣	都道府県知事等	報又は障害者 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの
国民年金法に もの	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	児童福祉法に よる母子生活 支援施設にお ける保護の実 施に関する情 報、生活保護 関係情報、児 童扶養手当関 係情報又は中 国残留邦人等 支援給付等関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	

厚生労働大臣又		都道府県知事等	報又は障害者 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの
国民年金法に		児童福祉法に よる母子生活 支援施設にお ける保護の実 施に関する情 報、生活保護 関係情報、児 童扶養手当関 係情報又は中 国残留邦人等 支援給付等関 係情報であつ て主務省令で 定めるもの	

二十 市町村長	十六の二、十九 (略)			
法による障害福祉	身体障害者福祉			
法務大臣	(略)		厚生労働大臣又は都道府県知事	は日本年金機構
戸籍関係情報であって主務	(略)	もの 省令で定める であって主務 「という。」 手当関係情報 特別児童扶養 情報(以下「 支給に関する 児童扶養手当 の 特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による特別児 童扶養手当の 支給に関する 情報(以下「 特別児童扶養 手当関係情報 」という。) であって主務 省令で定める もの	特別児童扶養 手当等の支給 の	よる障害基礎 年金の支給に 関する情報で あって主務省 令で定めるも の

二十 市町村長	十六の二、十九 (同上)			
法による障害福祉	身体障害者福祉			
	(同上)		厚生労働大臣又は都道府県知事	は日本年金機構
	(同上)	もの 省令で定める であって主務 「という。」 手当関係情報 特別児童扶養 情報(以下「 支給に関する 児童扶養手当 の 特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による特別児 童扶養手当の 支給に関する 情報(以下「 特別児童扶養 手当関係情報 」という。) であって主務 省令で定める もの	特別児童扶養 手当等の支給 の	よる障害基礎 年金の支給に 関する情報で あって主務省 令で定めるも の

二十一・二十二	(略)	(略)	(略)
	社サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

二十一・二十二	(同上)	(同上)	(同上)
	社サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>二十三 都道府 県知事</p>	<p>精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律によ る入院措置又は 費用の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>二十四～三十 (略)</p>	<p>三十一 公営住 宅法第二条第 十六号に規定 する事業主体 である都道府 県知事又は市 町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>生活保護関係 情報であつて 主務省令で定</p>

<p>二十三 都道府 県知事</p>	<p>精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律によ る入院措置又は 費用の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの</p>	<p>(同上)</p>	<p>二十四～三十 (同上)</p>	<p>三十一 公営住 宅法第二条第 十六号に規定 する事業主体 である都道府 県知事又は市 町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>生活保護関係 情報であつて 主務省令で定</p>

		三十二・三十三 (略)		三十四 日本私 立学校振興・ 共済事業団	
		(略)		私立学校教職員 共済法による短 期給付又は年金 である給付の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	
市町村長		(略)		法務大臣	
めるもの		(略)		戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	
地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの		(略)		市町村長	
厚生労働大臣		(略)		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	
係情報であつ		(略)		失業等給付関 係情報であつ	

		三十二・三十三 (同上)		三十四 日本私 立学校振興・ 共済事業団	
		(同上)		私立学校教職員 共済法による短 期給付又は年金 である給付の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	
市町村長		(同上)		市町村長	
めるもの		(同上)		地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	
地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの		(同上)		市町村長	
厚生労働大臣		(同上)		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	
係情報であつ		(同上)		失業等給付関 係情報であつ	

三十五 厚生労働大臣又は共济組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	主務省令で定めるもの 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
三十五 厚生労働大臣又は共济組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	主務省令で定めるもの 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの



		期給付の支給に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの	
国家公務員共済	広域連合	法務大臣	市町村長
国家公務員共 もの	国家公務員共 もの	省令で定める もの	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ って主務省令 で定めるもの
年金給付関係 情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であって主務 省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等		

		期給付の支給に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの	
国家公務員共済	広域連合		市町村長
国家公務員共 もの	国家公務員共 もの	省令で定める もの	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ って主務省令 で定めるもの
年金給付関係 情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であって主務 省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等		

		四十 国家公務員共済組合連合会			
めるもの		国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
厚生労働大臣若しくは日本年金	市町村長	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
年金給付関係情報であつて	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの	付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		四十 国家公務員共済組合連合会			
めるもの		国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
厚生労働大臣若しくは日本年金	市町村長	厚生労働大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
年金給付関係情報であつて	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの	付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの



長	五十三 市町村	四十九～五十二 (略)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措	都道府県知事	障害者関係情報
長	五十三 市町村	四十九～五十二 (略)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
				市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
				法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
					関係情報であって主務省令で定めるもの

長	五十三 市町村	四十九～五十二 (同上)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措	都道府県知事	障害者関係情報
				市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
					関係情報であって主務省令で定めるもの

<p>五十四 住宅地区改良法第二項に規定する施行者である都道府</p>	<p>住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しく</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの</p>			<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>		<p>置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p>		<p>置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>		<p>報であって主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>障害者関係情報</p>														

<p>五十四 住宅地区改良法第二項に規定する施行者である都道府</p>	<p>住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しく</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの</p>			<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>		<p>置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p>		<p>置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>		<p>報であって主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>障害者関係情報</p>														

<p>五十七 都道府 県知事等</p>	<p>五十五～五十六 の二 (略)</p>	<p>児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの</p>	<p>は変更又は収入 超過者に対する 措置に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>	<p>報であつて主 務省令で定め るもの</p>	<p>生活保護関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの</p>	<p>地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法に よる障害児入 所支援、措置 (同法第二十 七条第一項第 三号若しくは 第二項又は第 二十七条の二</p>
-------------------------	---------------------------	---	--	----------------	-------------	----------------------------------	--	---	--

<p>五十七 都道府 県知事等</p>	<p>五十五～五十六 の二 (同上)</p>	<p>児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの</p>	<p>は変更又は収入 超過者に対する 措置に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>	<p>報であつて主 務省令で定め るもの</p>	<p>生活保護関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの</p>	<p>地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法に よる障害児入 所支援、措置 (同法第二十 七条第一項第 三号若しくは 第二項又は第 二十七条の二</p>
-------------------------	----------------------------	---	--	----------------	-------------	----------------------------------	--	---	--

<p>法務大臣</p>	<p>市町村長</p>
<p>戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>
<p>第一項の措置をいう。若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	

<p>法務大臣</p>	<p>市町村長</p>
<p>戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>
<p>第一項の措置をいう。若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	

五十八 地方公務員共済組合									
短期給付の支給	地方公務員等共済組合法による								
広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療	厚生労働大臣又は都道府県知事	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
関係情報であつて主務省令	医療保険給付	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの							

五十八 地方公務員共済組合									
短期給付の支給	地方公務員等共済組合法による								
広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療	厚生労働大臣又は都道府県知事	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法 第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
関係情報であつて主務省令	医療保険給付	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの							

		に 関 する 事 務 で あ っ て 主 務 省 令 で 定 め る も の	
地方公務員等共 済組合法第六十	法務大臣	市町村長	で定めるもの
地方公務員等共 済組合法第六十	戸籍関係情報 であって主務 省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等 年金給付関係 情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であって主務 省令で定める もの	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ って主務省令 で定めるもの

		に 関 する 事 務 で あ っ て 主 務 省 令 で 定 め る も の	
地方公務員等共 済組合法第六十	法務大臣	市町村長	で定めるもの
地方公務員等共 済組合法第六十	戸籍関係情報 であって主務 省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等 年金給付関係 情報、特別障 害給付金関係 情報又は年金 生活者支援給 付金関係情報 であって主務 省令で定める もの	地方税関係情 報、住民票関 係情報又は介 護保険給付等 関係情報であ って主務省令 で定めるもの

五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合又は地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法による年金	法務大臣	厚生労働大臣	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長			戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの		
					地方税関係情報又は住民票		

五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合又は地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法による年金		厚生労働大臣	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長					
					地方税関係情報又は住民票		

六十四 都道府 県知事又は市 町村長	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による配偶者の ない者で現に児 童を扶養してい るもの又は寡婦	法務大臣	市町村長	戸籍関係情報 であって主務 省令で定める もの	関係情報であ って主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	令で定めるもの	である給付の支 給に関する事務 であって主務省 令で定めるもの	六十〜六十二 (略)	六十三 都道府 県知事	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による償還未済 額の免除又は資 金の貸付けに関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	法務大臣	戸籍関係情報 であって主務 省令で定める もの	関係情報であ って主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	令で定めるもの	である給付の支 給に関する事務 であって主務省 令で定めるもの	六十〜六十二 (略)	六十四 都道府 県知事又は市 町村長	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による配偶者の ない者で現に児 童を扶養してい るもの又は寡婦	都道府県知事等	生活保護関係 情報又は児童

六十四 都道府 県知事又は市 町村長	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による配偶者の ない者で現に児 童を扶養してい るもの又は寡婦	市町村長	地方税関係情 報であって主 務省令で定め るもの	関係情報であ って主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	令で定めるもの	である給付の支 給に関する事務 であって主務省 令で定めるもの	六十〜六十二 (同上)	六十三 都道府 県知事	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による償還未済 額の免除又は資 金の貸付けに関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情 報であって主 務省令で定め るもの	関係情報であ って主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	令で定めるもの	である給付の支 給に関する事務 であって主務省 令で定めるもの	六十〜六十二 (同上)	六十四 都道府 県知事又は市 町村長	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による配偶者の ない者で現に児 童を扶養してい るもの又は寡婦	都道府県知事等	生活保護関係 情報又は児童

		六十五 都道府 県知事等			
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣	都道府県知事等	市町村長	法務大臣	市町村長	
給付金の支給による教育訓練	雇用保険法による教育訓練	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
		六十五 都道府 県知事等			
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣	都道府県知事等	市町村長		市町村長	
給付金の支給による教育訓練	雇用保険法による教育訓練	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの



七十 市町村長	六十八～六十九 の二 (略)		六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律による 障害児福祉手当 若しくは特別障 害者手当又は昭 和六十年法律第 三十四号附則第 九十七条第一項 の福祉手当の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	法務大臣	法務大臣	地方公務員災害 補償基金	合等
母子保健法によ	(略)			市町村長				
法務大臣	(略)							
戸籍関係情報	(略)					戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	地方公務員災 害補償関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	めるもの

七十 市町村長	六十八～六十九 の二 (同上)		六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律による 障害児福祉手当 若しくは特別障 害者手当又は昭 和六十年法律第 三十四号附則第 九十七条第一項 の福祉手当の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	市町村長		地方公務員災害 補償基金	合等
母子保健法によ	(同上)							
	(同上)							
	(同上)					地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	地方公務員災 害補償関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	めるもの

<p>七十四 市町村 長（児童手当 法第十七条第 一項の表の下 欄に掲げる者</p>	<p>七十一～七十三 (略)</p>	
<p>あつて主務省令 に関する事務で 特別給付の支給 に あつて主務省令</p>	<p>(略)</p>	<p>る費用の徴収に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>法務大臣</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>
<p>地方税関係情 もの</p>	<p>戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの</p>	<p>であつて主務 省令で定める もの 生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの 地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの</p>

<p>七十四 市町村 長（児童手当 法第十七条第 一項の表の下 欄に掲げる者</p>	<p>七十一～七十三 (同上)</p>	
<p>あつて主務省令 に関する事務で 特別給付の支給 に あつて主務省令</p>	<p>(同上)</p>	<p>る費用の徴収に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>(同上)</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>
<p>地方税関係情</p>	<p>(同上)</p>	<p>生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの 地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの</p>



八十五 (略)	八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	とされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等	主務省令で定めるもの
八十六～九十 (略)	八十六の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	とされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	主務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

八十五 (同上)	八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	とされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等	主務省令で定めるもの
八十六～九十 (同上)	八十六の二 特定優良賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	とされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	主務省令で定めるもの
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

九十二 平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十二 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金で	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十二 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金で	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

九十二 平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十二 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金で	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>一項に規定する指定基金</p>	<p>九十三～九十六 (略)</p>	<p>九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>(略)</p>	<p>法務大臣</p>	<p>市町村長</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>一項に規定する指定基金</p>	<p>九十三～九十六 (同上)</p>	<p>九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>(同上)</p>	<p>法務大臣</p>	<p>市町村長</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

大臣 百一 厚生労働	九十八〜百（略）	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	給を行うこととされている者	（略）	法務大臣	市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	（略）								

大臣 百一 厚生労働	九十八〜百（同上）	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	給を行うこととされている者	（同上）	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	（同上）	（同上）	に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	（同上）								

	<p>であつて主務省令で定めるもの</p>		<p>の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>百三 独立行政 法人農業者年金基金</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うも</p>	<p>法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度</p>

	<p>であつて主務省令で定めるもの</p>		<p>の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二 (同上)</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>百三 独立行政 法人農業者年金基金</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うも</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度</p>

<p>百六 独立行政 法人日本学生 支援機構</p>	<p>百四・百五 (略)</p>	
<p>独立行政法人日 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農業 者年金基金法に よる給付の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>
<p>医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者</p>	<p>(略)</p>	<p>等又は農林漁業 及び農林漁業 団体職員共済組 合</p>
<p>医療保険各法 その他の法令 による医療に 関する給付の 支給に関する 情報であって 主務省令で定</p>	<p>(略)</p>	<p>及び農林漁業 団体職員共済 組合制度の統 合を図るため の農林漁業団 体職員共済組 合法等を廃止 する等の法律 による年金で ある給付の支 給に関する情 報であって主 務省令で定め るもの</p>
<p>百六 独立行政 法人日本学生 支援機構</p>	<p>百四・百五 (同上)</p>	
<p>独立行政法人日 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの</p>	<p>(同上)</p>	<p>のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農業 者年金基金法に よる給付の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの</p>
<p>医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者</p>	<p>(同上)</p>	<p>等又は農林漁業 及び農林漁業 団体職員共済組 合</p>
<p>医療保険各法 その他の法令 による医療に 関する給付の 支給に関する 情報であって 主務省令で定</p>	<p>(同上)</p>	<p>及び農林漁業 団体職員共済 組合制度の統 合を図るため の農林漁業団 体職員共済組 合法等を廃止 する等の法律 による年金で ある給付の支 給に関する情 報であって主 務省令で定め るもの</p>

市町村長	都道府県知事等	法務大臣	都道府県知事	児童福祉法に よる措置（同 法第二十七条 第一項第三号 の措置をいう 。）に関する 情報又は障害 者関係情報で あつて主務省 令で定めるも の	児童福祉法に よる措置（同 法第二十七条 第一項第三号 の措置をいう 。）に関する 情報又は障害 者関係情報で あつて主務省 令で定めるも の	めるもの
地方税関係情 めるもの	生活保護関係 情報又は児童 扶養手当関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	省令で定める ものであつて 主務省令で定 めるもの				

市町村長	都道府県知事等		都道府県知事	児童福祉法に よる措置（同 法第二十七条 第一項第三号 の措置をいう 。）に関する 情報又は障害 者関係情報で あつて主務省 令で定めるも の	児童福祉法に よる措置（同 法第二十七条 第一項第三号 の措置をいう 。）に関する 情報又は障害 者関係情報で あつて主務省 令で定めるも の	めるもの
地方税関係情 めるもの	生活保護関係 情報又は児童 扶養手当関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの					

厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

		百七 (略)			
		百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
	都道府県知事	市町村長		厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの			
		百七 (同上)			
		百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
	都道府県知事	市町村長		厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの			

百九・百十 ( )							
(略)							
(略)		厚生労働大臣又は 日本年金機構		都道府県知事等		法務大臣	
(略)	の 令で定めるも あつて主務省 に関する情報 年金の支給に あつて主務省 に関する情報 あつて主務省 令で定めるも	国民年金法に よる障害基礎 年金の支給に あつて主務省 に関する情報 あつて主務省 令で定めるも	めるもの	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	害者関係情報 であつて主務 省令で定める もの

百九・百十 ( )							
(同上)							
(同上)		厚生労働大臣又は 日本年金機構		都道府県知事等			
(同上)	の 令で定めるも あつて主務省 に関する情報 年金の支給に あつて主務省 に関する情報 あつて主務省 令で定めるも	国民年金法に よる障害基礎 年金の支給に あつて主務省 に関する情報 あつて主務省 令で定めるも	めるもの	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	害者関係情報 であつて主務 省令で定める もの

百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 支払の遅延に係 る加算金の支給 に関する法律に よる保険給付遅 延特別加算金又 は給付遅延特別 加算金の支給に 関する事務であ って主務省令で	法務大臣	戸籍関係情報 であって主務 省令で定める もの
		市町村長	住民票関係情 報であって主 務省令で定め るもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報 であって主務 省令で定める もの
		市町村長	住民票関係情 報であって主 務省令で定め るもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付の 支払の遅延に係 る加算金の支給 に関する法律に よる保険給付遅 延特別加算金又 は給付遅延特別 加算金の支給に 関する事務であ って主務省令で	市町村長	住民票関係情 報であって主 務省令で定め るもの
		市町村長	住民票関係情 報であって主 務省令で定め るもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの	市町村長	住民票関係情 報であって主 務省令で定め るもの
		市町村長	住民票関係情 報であって主 務省令で定め るもの

	百十三～百十五 の二 (略)		百十六 市町村 長		
定めるもの	(略)		子ども・子育て 支援法による子 どものための教 育・保育給付若 しくは子育ての ための施設等利 用給付の支給又 は地域子ども・ 子育て支援事業 の実施に関する 事務であつて主 務省令で定める もの		
	(略)		市町村長		都道府県知事
(略)	(略)		児童福祉法に よる障害児通 所支援に関する 情報、地方 税関係情報、 住民票関係情 報又は障害者 自立支援給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置(同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。 )に関する情	
	百十三～百十五 の二 (同上)		百十六 市町村 長		
定めるもの	(同上)		子ども・子育て 支援法による子 どものための教 育・保育給付若 しくは子育ての ための施設等利 用給付の支給又 は地域子ども・ 子育て支援事業 の実施に関する 事務であつて主 務省令で定める もの		
	(同上)		市町村長		都道府県知事
(同上)	(同上)		児童福祉法に よる障害児通 所支援に関する 情報、地方 税関係情報、 住民票関係情 報又は障害者 自立支援給付 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置(同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。 )に関する情	

	法務大臣	都道府県知事等	厚生労働大臣又は日本年金機構
報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

	都道府県知事等	厚生労働大臣又は日本年金機構	
報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの		

百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給	法務大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報	の	戸籍関係情報	省令で定めるもの	市町村長	(略)	百十八・百十九 (略)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支	百二十 都道府県知事
												医療保険給付関係情報

百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報	の	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等	関係情報	省令で定めるもの	(同上)	百十八・百十九 (同上)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支	百二十 都道府県知事
												医療保険給付関係情報

		給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	
法務大臣	都道府県知事等	市町村長	国民年金法その 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて いる者
戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	国民年金法そ の他の法令に よる給付の支 給に関する情 報であつて主 務省令で定め るもの

		給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	
	都道府県知事等	市町村長	国民年金法その 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて いる者
	生活保護関係 情報又は中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	地方税関係情 報又は住民票 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	国民年金法そ の他の法令に よる給付の支 給に関する情 報であつて主 務省令で定め るもの

難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第二条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三十条の九の二第二項中「前項」の下に「又は第三十条の四十四の二」を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。</p> <p>第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>（略）</p> <p>（総務省への住民票コードの提供）</p> <p>第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第二項又は第二十一条の二第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところ</p>	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第二条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三十条の九の二第二項中「第二十一条」を「第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「前項」の下に「又は第三十条の四十四の二」を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。</p> <p>第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>（略）</p> <p>（総務省への住民票コードの提供）</p> <p>第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸</p>

により、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(略)

籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(略)